



# 島根県報

平成31年1月25日（金）

号外第4号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 4

**告 示****島根県告示第53号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成31年1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル		
県道	斐川一畑大社線	出雲市地合町横手1038番17地先から同1046番10地先まで	前	3.50	32.00	出雲県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	5.90～ 12.00	32.00		

## 島根県告示第54号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成31年1月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町上西見淵35番1地先から同町上西石坂11番2地先まで	前	メートル 6.40～8.06	メートル 51.17	道路改良工事 拡幅	
			後	8.51～9.78	51.17		
〃	〃	隠岐郡隠岐の島町上西石坂11番2地先から同12番1地先まで	前 A	6.02～8.77	58.83	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ 仮設道設置	
			後	A	8.51～9.78		58.83
				B	5.68～21.94		60.94
〃	〃	隠岐郡隠岐の島町上西石坂12番1地先から同町上西木戸根6番2地先まで	前	6.68～13.59	374.88	道路改良工事 拡幅	
			後	7.70～32.29	360.00		

## 島根県告示第55号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成31年1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	出雲平田線	出雲市武志町353番8地先から同町347番1地先まで	メートル 130.00	平成31年 1月25日	出雲県土整備事務所	